

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	学校教育法等の一部を改正する法律案
規制の名称	学校法人の役員の職務及び情報公開等に関する規定の整備
規制の区分	新設
担当部局	高等教育局私学部私学行政課
評価実施時期	平成 31 年 1 月
規制の目的、内容及び必要性	<p>【規制の目的・必要性】</p> <p>学校法人制度は、財団法人制度を沿革としつつ、学校教育という高い公共性を有する公教育を担う機関として、税制優遇をはじめとする公的支援を受けているところ、公教育を行う機関としてふさわしいガバナンスに向けた改革を継続して行うことが重要である旨「学校法人制度の改善方策について」（平成 31 年 1 月 7 日、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改善検討小委員会）において指摘されている。</p> <p>さらに、同様に公的支援を受ける社会福祉法人等が社会の変化に対応して制度改革が行われてきたことを踏まえると、学校法人制度についても社会の変化に対応したガバナンス改革が必要である。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>（１）特別の利益供与の禁止（第 26 条の 2）</p> <p>学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員等の学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならないことを規定。</p> <p>（２）寄附行為の備置き及び閲覧（第 33 条の 2）</p> <p>学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないことを規定。</p> <p>（３）学校法人と役員との関係（第 35 条の 2）</p> <p>学校法人の役員が民法第 644 条又は第 656 条に規定による善管注意義務を負うことを明確化。</p> <p>（４）特別の利害関係を有する理事の議決権（第 36 条第 7 項）</p> <p>理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができないことを規定。</p> <p>（５）理事の業務執行の状況の監査等（第 37 条第 3 項）</p> <p>監事の職務として、学校法人の業務または財産の状況の監査に加え、理事の業務執行の状況を監査の対象とすること等を規定。</p> <p>（６）損害賠償責任を一部免除する場合の議決の特例（第 41 条第 9 項）</p> <p>役員損害賠償の一部免除に係る評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならないことを規定。</p> <p>（７）特別の利害関係を有する評議員の議決権（第 41 条第 10 項）</p>

評議員会の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができないことを規定。

(8) 評議員会の意見聴取事項 (第 42 条)

理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない事項として、中期的な計画及び役員の報酬等の支給の基準を追加。

(9) 役員の学校法人に対する損害賠償責任 (第 44 条の 2 第 1 項)

役員は、その任務を怠ったときは、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うことを規定。

(10) 役員の第三者に対する損害賠償責任 (第 44 条の 3 第 1 項、第 2 項)

役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員はこれによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うことを規定。

理事又は監事が財務書類や監査報告書に記載すべき重要事項についての虚偽の記載等をしたときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うことを規定。

(11) 役員の連帯責任 (第 44 条の 4)

複数の役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合は、これらの者は連帯債務者となることを規定。

(12) 予算、事業計画及び中期的な計画 (第 45 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 3 項)

学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならないことを規定するとともに、文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならないこと、事業計画及び事業に関する中期的な計画の作成に当たっては、認証評価の結果を踏まえることを規定。

(13) 財産目録等の備付け及び閲覧 (第 47 条第 1 項、第 2 項)

学校法人は、毎会計年度作成が義務付けられる書類に役員等名簿を追加するとともに、閲覧開示対象を一般の者（都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等（役員等名簿を除く。）にあっては当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）に拡大することなどを規定。

(14) 報酬等 (第 48 条第 1 項、第 2 項)

学校法人は、役員に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならないこと及び当該基準に従って、その役員に対する報酬等を支給しなければならないことを規定。

(15) 情報の公表 (第 63 条の 2)

文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事

		<p>項を公表しなければならないことを規定。</p> <p>①第 30 条第 1 項若しくは第 45 条第 1 項の認可を受けたとき、又は同条第 2 項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容</p> <p>②第 37 条第 3 項第 4 号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容</p> <p>③第 47 条第 1 項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容</p> <p>④第 48 条第 1 項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準</p> <p>(16) 罰則 (第 66 条)</p> <p>以下の場合について、学校法人の理事、監事又は清算人は、20 万円以下の過料に処する対象に追加することを規定。</p> <p>①第 33 条の 2 の規定による寄附行為の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。</p> <p>②第 33 条の 2 の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだとき。</p> <p>③第 47 条第 2 項の規定に違反して、正当な理由がないのに、財産目録等の閲覧を拒んだとき。</p>
直接的な費用	遵守費用	寄附行為及び財産目録等の閲覧開示を行う場合、ホームページ等を通じて情報の公表を行う場合に遵守費用が発生し得る（対象となる学校法人（準学校法人を含む）は文科大臣所轄法人 663 法人、都道府県知事所轄法人 7312 法人（それぞれ平成 30 年 4 月、平成 30 年 5 月時点））。
	行政費用	発生しない。
直接的な効果（便益）		学校法人に対し、内部統治に関する義務付けを行うとともに情報公開の義務付けを行うため、確実に学校法人の経営管理体制が強化されるとともに、透明性の確保が図られ、学校法人の適切な事業運営が期待される。
副次的な影響及び波及的な影響		特段想定されない。
費用と効果（便益）の関係		遵守費用が発生し得るものではあるが、改正案においては学校法人の経営管理体制が強化されるとともに、透明性の確保が図られ、学校法人の適切な事業運営が期待されるという便益が得られ、社会的な支援や信頼を得ていくことが可能となる。
代替案との比較		今回新設する規定の多くは、すでに作成が義務付けられている書類の閲覧開示、公表もしくは現在でも多くの学校法人で作成されている書類の作成、閲覧開示、公表等を定めるものであることから、多くの学校法人において対応できているものであり、目的を達成するための最低限の規制となっている。
その他の関連事項		該当なし。
事後評価の実施時期等		この法律の公布後 5 年を目途として、この法律による改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けており、当該規定に基づき、検討を行う。

